

# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 規 則

- 秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則  
(四三・環境管理室).....1
- 公共測量実施の通知(三五〇・建設管理課).....1
- 道路区域の変更(三五二・道路課).....1
- 道路区域の変更及び供用開始(三五三・道路課).....2
- 平成二十年年度砂利採取業務主任者試験の実施(三五四・河川砂防課).....2
- 農地保有合理化事業規程の変更の承認(三五五・由利地域振興局農林部).....3
- 財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況公告(会計管財課).....3
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿地域振興局).....3

### 一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県 道			常盤峰浜線	山本郡八峰町峰浜字豊後長根七一番五から豊前長根一二三番五まで	七・〇〇〇～一六・〇〇〇	〇・四二二
			常盤峰浜線	〃	九・〇〇〇～一七・〇〇〇	〇・四二二

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成二十年八月十五日から同月二十八日まで

秋田県告示第三百五十二号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年八月十五日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)

### 規 則

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成二十年八月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県規則第四十三号

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(平成十二年秋田県規則第六号)の一部を次のように改正する。  
 別表第一の四の項イ中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項」を「第二条」に改める。  
 別表第四の一の項ニ中「第四項、第七条の十二第一項」を「第六項、第十条第一項」に、「第八条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同表の四の項イ中「第五十五条の第二項」を「第五十五条の第三項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第四の四の項イの改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

秋田県知事 寺 田 典 城

### 告 示

#### 秋田県告示第三百五十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり秋田地方事務局長から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十年八月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 一 作業の種類

公共測量(不動産登記法第十四条第一項地図作製)

#### 二 作業を行う地域

秋田市飯島文京町、飯島字長山下の一部、飯島長野中町、飯島長野本町及び飯島長野上町

#### 三 作業を行う期間

平成二十年八月十一日から同年十一月二十八日まで

#### 秋田県告示第三百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年八月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一般国道		この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。					
		新			旧		
		三百九十八号			三百九十八号		
		C	B	A	C	B	A
		湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三九林班は五小班から小安奥山国有林三六林班ろ四小班まで	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班は五小班から小安奥山国有林三七林班ろ四小班まで	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班は五小班から小安奥山国有林三七林班ろ四小班まで	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班は五小班から小安奥山国有林三七林班ろ四小班まで	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班は五小班から小安奥山国有林三七林班ろ四小班まで	湯沢市皆瀬字小安奥山国有林三七林班は五小班から小安奥山国有林三七林班ろ四小班まで
		七・〇〇〇〇～一七・五〇〇〇	一〇・〇〇〇〇～一七・五〇〇〇	四・五〇〇〇～三八・五〇〇〇	七・〇〇〇〇～四〇・五〇〇〇	一〇・〇〇〇〇～一七・五〇〇〇	四・五〇〇〇～三八・五〇〇〇
		〇・三八〇	三・三六〇	二・九五六	〇・三八〇	三・八六〇	二・九五六

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成二十年八月十五日から同月二十八日まで

秋田県告示第三百五十三号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成二十年八月十五日

秋田県知事 寺田 典城

道路の種類		旧新別		路 線 名		区 間		敷地の幅員(メートル)		延長(キロメートル)	
		新		旧							
		鷹巣川井堂川線		鷹巣川井堂川線							
		B	A	B	A						
		〃	北秋田市鎌沢字狐森八七番地先から北秋田郡上小阿仁村堂川字大阿瀬馬道上一番五地先まで	〃	北秋田市鎌沢字狐森八七番地先から北秋田郡上小阿仁村堂川字大阿瀬馬道上一番五地先まで						
		一六・〇〇〇〇～三三・〇〇〇〇	九・〇〇〇〇～二〇・〇〇〇〇	一六・〇〇〇〇～三三・〇〇〇〇	九・〇〇〇〇～二〇・〇〇〇〇						
		〇・八二〇	〇・八五〇	〇・一六〇	〇・八五〇						

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 供用開始の期日 平成二十年八月十五日  
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成二十年八月十五日から同月二十八日まで

規定により、次のとおり平成二十年度砂利採取業務主任者試験を実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)第八条の規定に基づき、公告する。  
 平成二十年八月十五日

一 試験の日時及び場所  
 (一) 日時 平成二十年十一月十四日(金) 午前十時から正午まで

(二) 場所 秋田県知事 寺田 典城  
 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎 八階 大会議室  
 (一) 法令 砂利の採取に関する法令  
 (二) 試験科目 技術  
 砂利の採取に関する技術的な事項(基本的な土木及び河川

秋田県告示第三百五十四号  
 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の

- 三 工学に関する事項を含む) 受験資格  
年齢、性別及び学歴は問わない。
- 四 受験申込みに必要な書類  
(一) 受験願書  
秋田県で印刷した所定用紙  
(二) 履歴書  
秋田県で印刷した所定用紙  
(三) 写真  
受験願書提出前六月以内に脱帽、無背景で上半身を正面から撮影した縦十一センチメートル、横八センチメートル(手札形)のもので、その裏面に、氏名、年齢及び撮影年月日を記載したもの 一枚
- 五 受験願書及び履歴書用紙の配布  
(一) 期間及び時間  
土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成二十年八月二十五日(月) から同年十月十日(金) までの午前九時から午後五時まで  
(二) 場所  
秋田県内の各地域振興局建設部
- 六 受験願書の受付  
(一) 期間及び時間  
土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成二十年九月八日(月) から同年十月十日(金) までの午前九時から午後五時まで  
(二) 場所  
秋田県内の各地域振興局建設部
- 七 受験手数料  
(一) 額  
七千六百円  
(二) 納付方法  
受験願書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- 八 合格者の発表  
合格発表は合格者に通知して行うほか、平成二十年十二月九日(火) に県庁正面、秋田地方総合庁舎及び各地域振興局庁舎の公告掲示板に掲示するとともに、秋田県公報に登載する。
- 九 試験結果の開示請求  
(一) 開示内容  
科目別得点及び総合得点  
(二) 開示請求の受付期間  
土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成二十年十二月九日

(火) から平成二十一年一月八日(木) の午前九時から午後五時まで  
(三) 開示する場所  
秋田県建設交通部河川砂防課及び秋田県内の各地域振興局建設部  
試験についての問い合わせ先  
秋田県建設交通部河川砂防課(電話〇一八—八六〇—二五一)  
一) 又は秋田県内の各地域振興局建設部

**秋田県告示第三百五十五号**  
農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。) 第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、公告する。  
平成二十年八月十五日  
秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者  
秋田しんせい農業協同組合
- 二 農地保有合理化事業の種類  
(一) 農地売買等事業(法第四条第二項第一号に規定する事業をいう。)
- (二) 農地売渡信託等事業(法第四条第二項第二号に規定する事業をいう。)
- (三) 研修等事業(法第四条第二項第四号に規定する事業をいう。)
- 三 変更内容  
(一) 農地売買等事業の実施の際の農用地等の貸付けの相手方について年齢制限を撤廃  
(二) 研修等事業の対象者の要件から年齢制限を撤廃  
(三) その他所要の規定の整備
- 四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日  
平成二十年八月六日

公 告

地方自治法第二十二條の二第二項の規定により、財団法人都道府県会議から平成十九年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。  
平成二十年八月十五日  
秋田県知事 寺 田 典 城

一	退任理事の住所及び氏名 横手市大雄字一ノ関東三十六番四号 高橋 稔	1,827,378,383円
二	退任理事の住所及び氏名 横手市大雄字一ノ関東三十五番二号 高橋 稔	957,302,486円
三	退任理事の住所及び氏名 横手市大雄字向二番一号 伊藤喜代美	22,599,782,275円
四	退任理事の住所及び氏名 横手市大雄字上田村南三十三番地 寿松木道作	766,962,135円
	横手市大雄字上田村南三十三番地 佐々木良文	221,952,028円
	横手市大雄字上田村南三十三番地 佐々木良文	6,872,270,107円

項の規定により、稲川土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年八月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

- 湯沢市稲庭町字鍛冶屋布百三十一番地 阿部 修悦
- 〃 三梨町字羽竜四十六番地 瀨川 等
- 〃 川連町字麓五十六番地 高橋 忠雄
- 〃 三梨町字新処八十番地 藤原 隆
- 〃 駒形町字東福寺内田四十二番地 日野 哲作
- 〃 皆瀬字下雨生百二番地 阿部 正見
- 〃 駒形町字三又高村百五十六番地 金子 隆志
- 〃 三梨町字榎木二百二番地 遠藤 啓治
- 〃 川連町字川連九十六番地 西成 嘉一
- 〃 〃 字万九郎屋布二十五番地 高橋 昭一
- 〃 駒形町字八面西川連百九十九番地 近野 久
- 〃 稲庭町字岩城二百二十五番地 後藤 利市
- 湯沢市増田町戸波字羽場百六番地 内藤 宏
- 湯沢市駒形町字八面袖沢百七十八番地 佐藤 政吉
- 湯沢市増田町熊淵字掬下三十二番地 高橋 勝実
- 就任理事の住所及び氏名
- 湯沢市三梨町字榎木二百二番地 遠藤 啓治
- 〃 〃 字羽竜四十六番地 瀨川 等
- 〃 〃 字新処八十番地 藤原 隆
- 〃 〃 川連町字麓五十六番地 高橋 忠雄
- 〃 〃 駒形町字八面袖沢百七十八番地 佐藤 政吉
- 〃 〃 字三又高村百五十六番地 金子 隆志
- 湯沢市増田町戸波字羽場百六番地 内藤 宏
- 湯沢市稲庭町字新屋布十七番地 阿部 正見
- 〃 皆瀬字下雨生百二番地 阿部 正
- 湯沢市増田町熊淵字飯館五十二番地 一 佐藤 勝利
- 湯沢市稲庭町字岩城二百二十五番地 後藤 利市
- 〃 駒形町字東福寺内田四十二番地 日野 哲作
- 〃 〃 川連町字万九郎屋布二十五番地 高橋 昭一
- 〃 〃 字川連九十六番地 西成 嘉一
- 〃 〃 駒形町字八面西川連百九十九番地 近野 久
- 三 退任理事の住所及び氏名
- 湯沢市稲庭町字新城台七十八番地 一 新山 富雄
- 〃 三梨町字上宿五十七番地 加藤 一雄

- 湯沢市駒形町字八面清水田二十五番地 柴田 龍一
- 就任理事の住所及び氏名
- 湯沢市稲庭町字新城台七十八番地 一 新山 富雄
- 〃 三梨町字上宿五十七番地 加藤 一雄
- 〃 駒形町字八面清水田二十五番地 柴田 龍一

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第76号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の8第2項の規定に基づき、公表する。

平成20年8月15日

秋田県公安委員長 芳賀 京子

- 1 実施年月日 平成20年9月18日(木)午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所 秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ぷきみ会館
- 3 講習科目及び講習時間数 猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。
- 4 受講定員 40人
- 5 受講申込みに必要な書類
  - (1) 受講申込書 2通
  - (2) 写真 2枚
 写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。
- 6 受講申込み等
  - (1) 申込用紙の交付 各受付場所において交付する。
  - (2) 受付期間 日曜日、土曜日及び休日(国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を含む。)を除き、平成20年8月15日(金)から同年9月16日(火)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切

- る。
- (3) 受付場所 住所地在管轄する県内の各警察署
- 7 講習手数料 6,800円
- 8 受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。その他
  - (1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
  - (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係(電話018-863-1111内線3168)又は県内の各警察署生活安全係(秋田中央警察署にあっては生活環境係)に問い合わせること。

発行者 秋 田 県  
 秋田市山王四丁目一番一号  
 印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(82)八七六六 F A X(83)〇〇〇五  
 E-mail:matsubarara@matsubararainatsu.co.jp  
 印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原 繁 雄  
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)